

最終報告書への修正意見について

池田孝之

4. 沖縄らしい個性豊かな地域社会づくりと安全・安心な生活の確保

(1) 環境先進地域の形成、沖縄らしい風景づくりの推進

稀有な自然の宝庫である沖縄の振興の検討に際しては、自然環境と調和した経済社会をどう構築するか、自然環境の保全と再生を**風景づくりとして**どのように**推進する**か、という視点からの議論が不可欠である。

地球温暖化対策では、県外の実組も踏まえつつ、沖縄ならではの案件に優先順位をつけて積極的に取り組み、先進的モデルとなるような「低炭素島しょ社会」「**エコアイランド・環境モデル都市**」の構築が重要になる。

自然環境の保全、再生を進めていくためには、環境に配慮した社会資本の整備や、水の再利用等による健全な水循環系の構築を**風景づくりとして**進める必要がある、そのためには行政だけでなくNPOなどの民間との連携、協働がますます重要となっており、これらを促進させる仕組みづくりやこれらを支える環境教育や**研究・支援**の充実が課題である。

また、サンゴ礁の青い海や本土とは異なる植生を持つ緑豊かな森など、亜熱帯特有の貴重な自然景観に恵まれており、また、緑の中に赤瓦の映える家並を始め沖縄らしいまち並みも魅力である。これらの自然景観やまち並みの保全・形成による沖縄らしい風景づくりを積極的に進める必要がある。

6. 駐留軍用地跡地利用の促進

「再編の実施のための日米ロードマップ」において返還について盛り込まれた嘉手納飛行場以南の6施設は、人口、都市機能等が集中する中南部地域に位置しているため、一体的な計画に基づく跡地利用が、中南部地域の再編・活性化を図るまたとない機会となるとの期待が大きい。

このため、県と跡地関係市町村による「跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え方」を踏まえた積極的な施策の検討が必要である。

一方で、沖縄県の人口増加数がやや逡減に向かう中、土地需要の見通しが不透明であり、また、跡地利用に係る地権者との合意形成、文化財調査、土壌汚染、不発弾、鍾乳洞の存在など解決すべき課題も数多く**あり、その対応策の検討が必要である。**

→課題はそのほかにも、第19回沖縄振興審議会の資料5-1（総合部会専門委員会における調査審議状況）には、跡地を活用した振興プロジェクトへの国の関与、県内外の不動産業者の軍用地取得の問題、早期の開発利用が可能となる事業制度の創設、公共用地の先行取得、国の責務としての積極的関与、自然再生型・環境創造型の社会資本整備、鉄軌道・モノレール・骨格的道路網、農林水産業との関連、風景インフラの形成、大規模公園の整備など、各委員から発言があり、これらを追加する。

現行の返還特措法（いわゆる軍転法）は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的としており、この目的を達成するため、国、沖縄県及び関係市町村は、相協力しなければならないとしている。

現沖振法には、大規模跡地（300ha以上）において国は取り組み方針を定め、その中で整備の方針や実施すべき事業、事業主体、産業の振興などについて定めるといふ、国の主体的な取り組みが定められている。

今後の大規模な基地返還跡地については、国の責務の下において跡地利用に関わり、積極的に推進していく必要がある。

跡地利用においては、一般的に、①跡地利用計画の策定、②土地区画整理事業等の基盤整備等、③住宅、公園、商業施設など施設整備の各段階があり、現在、沖縄県の中南部地域の駐留軍用地においては、地元が主体的に跡地利用計画を策定している段階にある。

また、沖縄県の中南部地域に所在する駐留軍用地の跡地利用については、沖縄全体の振興と中南部地域の適正な都市構造の実現のため、中南部地域の発展の方向性を表した広域的なビジョンに基づいて、一体的に進める必要がある。現在、沖縄県において中南部地域の駐留軍用地跡地利用に係る広域構想の策定に取り組んでおり、今後、計画づくり及び事業の実効性を確保する仕組みを整備する必要がある。

→

- ・ 返還後の跡地整備を迅速に行うためには、基本的な計画のもとで、公共用地の先行取得を進めていくこと等がなにより重要と考えるが、現行制度では対応できないため、跡地利用新法で実効性を確保するしくみを整備する必要がある。

- ・ 嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還跡地（6施設）における跡地利用計画及び施設整備計画の策定に向けて、県及び各市町村がこれまで継続して

調査を進めており、現段階では各跡地の基本的な計画はできている。

また、嘉手納飛行場以南の6施設について、平成22年度の広域構想策定調査と緑地保全調査により、大規模普天間公園、保全緑地、中部縦貫道路、中部縦貫道路、宜野湾横断道路、鉄軌道、産業振興地区が位置づけられている。

こうした大規模な基地返還跡地の利用は、中南部地域のみならず、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるものであることから、迅速かつ効果的な跡地利用を進めるため、国が果たすべき役割をはじめ関係機関間の役割分担や相互の協力・連携等について、積極的な検討をし、実施していく必要がある。

さらに、基地返還跡地における民間投資を活用した地域開発においては、今後とも見込まれる多額の資金需要に対応するとともに、超低金利・低利の良質な資金を供給するため政策金融の役割は極めて重要であり、沖縄固有の課題の一つである駐留軍用地跡地の利用促進に寄与するよう政策金融機能の活用が必要である。

国営（仮）普天間公園について

（普天間公園の位置づけ）

- ・ 普天間飛行場は110万人中南部都市圏の中央に位置し480haの広大な面積を要する沖縄の新たな発展のための貴重な空間。既に平成18年の「普天間飛行場跡地利用基本方針」及び平成22年の「沖縄21世紀ビジョン」で大規模な（仮）普天間公園が位置付けられ、県民、地権者からの期待は高まっている。

（今後の普天間飛行場跡地利用計画の具体化推進）

- ・ 平成23年3月には跡地利用計画「中間とりまとめ(案)」にて100ha規模の公園を設定。しかし、国営公園としての担保がなく地権者等は不安感を持っている。
- ・ 今後の跡地利用計画の具体化は大規模公園建設の有無が示されない限り前に進められない状況。早い段階で国営公園としての可能性を地権者等に示す必要がある。
- ・ 普天間飛行場の地権者は国営大規模公園の誘致に合意している。

（将来の事業化を担保する公共用地先行取得）

- 普天間飛行場は公共用地が極端に少なく民有地が 90%以上を占めるため、将来的に必要とする大規模公共用地の確保は容易ではない。地権者数は平成 8 年の約 2,400 人から平成 21 年の約 3,200 人と大幅に増加。県外・国外在住の地権者数も増加傾向にある。
- 県が要望している跡地利用新法においても、返還後の事業化において最も重要となる地権者の合意形成を円滑なものとし、地権者数の増加防止、県外在住者の防止を図るという観点から、返還前の早い段階からの国の公共用地先行取得を求めている。その前提として国営（仮）普天間公園建設についての国の取り組みの意思表示が必要である。